

# 埼玉県手話言語条例



埼玉県のマスコット「コバトン」

手話

手話は言語であるとの認識に基づき、  
ろう者※とろう者以外の方が  
手話によって心を通わせ  
お互いを尊重し共生できる社会の  
実現を目指して制定されました。  
平成28年4月1日施行です。

※ 耳の聞こえない人。特に手話を日常言語として用いる人。

## 手話言語条例の概要：基本理念と県の責務・県民等の役割

### 【基本理念】

- ①手話は独自の体系を持つ言語であり、文化的所産であることを理解します。
- ②ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重します。

### 【県の責務】

- ①手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を推進します。
- ②基本理念に対する県民の理解を深めます。
- ③市町村等と連携協力するとともに環境整備について情報提供や助言を行います。

### 【県民等の役割】

- ①県民及び地域活動団体は、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めます。
- ②ろう者は、県民の理解の促進及び手話の普及に努めます。
- ③手話通訳者等は、手話の技術向上、県民の理解促進、手話の普及に努めます。

### 【事業者の役割】

- ①ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備に努めます。

# 手話言語条例の概要：手話の普及と環境の整備

## 【計画の策定及び推進】

県は、県障害者計画において、**手話を使用しやすい環境の整備に関する施策**を定め、**総合的かつ計画的に推進**します。

施策の推進に当たっては、関係者の意見を聞くための協議の場を設けます。

## 【手話を学ぶ機会の確保等】

県は、市町村等と協力して、**県民や職員が手話を学ぶ機会の確保等**に努めます。

## 【情報へのアクセス】

県は、**手話を用いた情報発信の推進**に努めます。

また、災害などの場合に、ろう者が手話等により必要な情報を取得できるよう必要な施策を講じます。

## 【手話通訳者等の確保、養成等】

県は、市町村等と協力して、**手話通訳者等の確保、養成等**に努めます。

## 【学校における手話の普及等】

ろう児等が通学する学校の設置者は、**職員の手話に関する技術の向上**、ろう児等やその保護者への手話の学習機会の提供等に努めます。

県は、ろう児等とろう児等以外の児童生徒との**交流の機会の充実**に努めます。

## 【事業者への支援】

県は、**事業者の取組に対し、情報の提供**など必要な支援を行うよう努めます。

## 【手話による文化芸術活動の振興】

県は、**手話による文化芸術活動の振興**を図ります。



埼玉県のマスコット  
「さいたまっち」

## 手話とは？

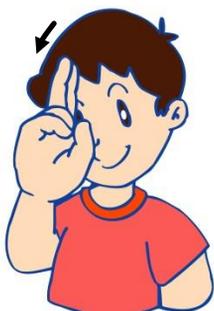
- 手指の動きや表情などを使って考えや気持ちを表現する視覚言語です。
- 日本語とは異なる語彙ごいや文法を持ち、ろう者が母語として使っています。



## 手話を学んでみよう！

- ろう者は手話のほか、筆談や口の動きを読み取るなどして聞こえる人とやりとりしますが、細かなことが伝わりづらく、誤解が生じることもあります。
- 「筆談すれば良い」ではなく、まずは挨拶から手話を学んでみましょう。
- 複雑なやりとりは手話通訳者を活用ください。

## ミニ手話コーナー



人さし指と中指を重ねて、額の中央部分に当てます。

時計が正午を指す様子です。

【こんにちは】



左手の甲に右手を乗せ右手を上げながら頭を下げます。

【ありがとう】



右手のこぶしを鼻にあて、指を揃えて開きながら前に出します。

【よろしくお願いします】